

新 旧 対 照 表

(姫路市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例)

現 行	改 正 案
<p>(障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p>	<p>(障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> <u>障害者支援施設の職員は、利用者に対し、虐待をしてはならない。</u></p> <p><u>4</u> <u>障害者支援施設は、自らが利用者の安全の確保について重要な責任を有していることを認識し、市及び関係機関と連携して、利用者が安全に安心して日常生活を営むことができるようにしなければならない。</u></p> <p><u>5</u> (略)</p>